

県立特別支援学校管理運営規則の改正について

1 改正の理由

県立小林こすもす支援学校の開校に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

第3条（通学区域）の表中左欄（学校名）に「県立小林こすもす支援学校」を追加し、その右欄（区域）に「県下全域」を追加する。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 改正案

別案のとおり

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(通学区域)		(通学区域)	
第3条 入学すべき幼児、児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の入学する学校の区域は、次表のとおりとする。		第3条 入学すべき幼児、児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の入学する学校の区域は、次表のとおりとする。	
学 校 名	区 域	学 校 名	区 域
[略]		[略]	
県立延岡しろやま支援学校	入学すべき児童 生徒等が聴覚障 害者である場合	県立延岡しろやま支援学 校	入学すべき児童 生徒等が聴覚障 害者である場合
	入学すべき児童 生徒等が知的障 害者又は肢体不 自由者である場 合		入学すべき児童 生徒等が知的障 害者又は肢体不 自由者である場 合
			県下全域
県立小林こすもす支援学 校		県立小林こすもす支援学 校	県下全域

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。